

平成22年 2月12日
福島県 二本松市

最低制限価格の取り扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第113条の規定に基づく最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととします。

1. 目 的

疎漏工事等の要因となる原価割れ受注を防止し、品質の確保を図るとともに建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、最低制限価格を設定します。

2. 最低制限価格の対象となる工事等

予定価格決定権者が、個々の契約案件の発注内容を総合的に考慮し、前号に掲げる目的を果たすため最低制限価格の設定が特に必要と判断した工事又は業務委託について最低制限価格を設定します。

3. 最低制限価格設定の表示

最低制限価格を設定した入札案件である場合は、その旨を入札公告（指名競争入札の場合は指名通知）に記載し、入札参加者へ周知いたします。

4. 最低制限価格の算出方法

（1）工 事

平成21年4月に改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「低入札価格調査基準価格に係るモデルの考え方」を参考に算出した基準価格に入札案件ごと定める係数を乗じて算出します。

係数は、工事の難易性及び特殊性を総合的に考慮し予定価格決定権者がその都度定めます。

なお、平成22年3月1日以降に入札公告する工事から、最低制限価格の算出方法を次のとおり一部見直します。

- ① 平成21年4月に改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「低入札価格調査基準価格に係るモデルの考え方」を参考にしますが、一部項目についてはそれより高い割合を乗じます。
- ② コスト削減等の可能性を考慮し小規模工事ほど最低制限価格の水準が高くなるよう算出します。
- ③ 基準価格の算出方法を変更することにより、最低制限価格の設定水準も従来と比べ平均で約5.5%引き上げます。

（2）業務委託

平成16年6月10日国官会第367号国土交通省大臣官房長通知「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の考え方を参考に算出した基準価格に入札案件ごとに定める係数を乗じて算出します。

係数は、業務の難易性及び特殊性を総合的に考慮し予定価格決定権者がその都度定めます。

5. 最低制限価格の公表

最低制限価格の設定方法及び金額については非公表とします。

ただし、最低制限価格を下回ったことにより失格となった入札者及び失格となった入札者の入札金額については、入札結果書で公表します。